

# 新型コロナウイルス感染症に伴う飲食事業者支援金 対象者チェックシート

※ すべての項目について、『はい』であれば甲賀市の飲食事業者支援金を受けられる可能性があります。

- 市内に本店を有する法人、又は市内に住民登録を有する個人事業主ですか。
- 令和2年3月31日以前に創業した小規模企業者（家族従業員を含め、従業員は5人以下）ですか。
- 市内に店舗があり、必要な許認可等を受けて飲食事業（宿泊業、飲食サービス業）を営んでいますか。
- テイクアウト又はデリバリーに必要な食品営業許可を得ていますか。  
（例：一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、そうざい屋、調理パン 等）  
（お菓子やパンを製造販売する場合や、カット肉や味付け生肉を販売する場合、専用の許可が必要となります。菓子製造業・食肉販売業 等）  
※ 食品営業許可について、詳しくは【甲賀保健所 ☎ 0748-63-6149】までお尋ねください。
- 新型コロナの影響で、令和2年2月以降における連続する2か月間の売上高が、前年の同期間の売上高と比較して20%以上減少していますか。  
（例：令和2年4月と5月の売上の合計が、平成31年4月と5月の売上の合計と比べて20%以上減少している場合は、令和2年4月から対象となります）
- 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力 団員その他これらに準ずる者ではありませんか。
- 支援金支払後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合がある他、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があることについて、承諾いただけますか。
- 支援金の申請に係る証拠書類等は、申請者が整理し、5年間保管していただけますか。

その他、詳細は募集要領と Q&A をご覧ください。

- 募集要領と Q&A、各様式や参考様式は、下記のサイト内でダウンロードできます。  
飲食事業者支援金について ([http://www.koka-sci.jp/shoko\\_info/koka\\_genki/](http://www.koka-sci.jp/shoko_info/koka_genki/))